

事業概要説明シート

事務事業番号 10501360035

事務事業名	多胎児家庭育児支援事業(補)		
事業開始年度	2012(H24)年度～	担当部署	子ども青少年部 子育て支援室

根拠法令	多胎児家庭育児支援事業実施要綱												
実施方法	□直営 □委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)												
	■その他(0歳児対象のホームヘルパー派遣については委託、1～2歳児対象のファミリーサポートセンター利用料助成については直営)												
目的 (何のために)	双子、三つ子等の多胎児を養育している世帯に対して、ホームヘルパーの派遣やファミリーサポートセンター利用料の助成を行うことにより、保護者の精神的、身体的負担を軽減し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。												
対 象 (誰・何を対象に)	3歳未満の多胎児を養育する世帯												
事業内容	平成24年10月より事業開始。対象となる児童の年齢に応じ、2種類の事業を実施する。												
	①多胎児が出生から1歳に達する日前日まで、授乳やおむつ交換、沐浴等の介助などの育児援助や、食事の準備・後片付け、買い物、住居の掃除等の家事援助を行うため、1回当たり2時間、10回を上限に、ホームヘルパーを無料で派遣する。派遣業者は、公募の上登録している市内の指定居宅サービス事業所(平成25年度は10事業所が登録)の中から、利用者に選んでもらう。												
類似事業	②多胎児が1歳から3歳に達する日前日まで、ファミリーサポートセンター利用料を、年20時間を上限として助成する。												
	・民間で実施している産前・産後の母親へのホームヘルプ事業 ・子どものいる世帯を対象とした訪問事業として、母子家庭等日常生活支援事業、育児支援家庭訪問事業、居宅介護(ホームヘルプサービス)事業等												
事業の必要性	少子化が進む中であって、不妊治療の普及により、多胎児出産は増加する傾向にあった(平成13年から22年の統計では、ピークであった平成16年に比して減少傾向)。多胎児の母親の年齢構成は単胎児よりも高い上、妊娠・出産から育児期までを通して、身体的・精神的な負担がより大きいことから、多胎児を養育する世帯では、育児不安、育児困難、抑うつ、児童虐待など様々な課題が生じていることが指摘されている。また平成22年10月には、滋賀県湖南市で、母親が生後6か月の双子の次女を激しく揺さぶって死なせた事件が発生している。												
	これらの課題を背景として、0歳児期は家庭内での育児が主体となるため、家事・育児を援助するホームヘルパーの派遣を、また、1歳以上になると、子どもと一緒に外出したり、子どもを預ける機会が増えるため、ファミリーサポートセンターの提供会員による送迎や預かりを支援するなど、対象児童の年齢に応じたメニューを提供することで、多胎児を養育する世帯の孤立防止と育児負担の軽減を図るためのセーフティネットとして必要な事業である。												
コ ス ト													
		H23年度決算				H24年度決算				H25年度当初予算			
		従事職員数		概算人件費		従事職員数		概算人件費		従事職員数		概算人件費	
正職員		-	人	-	千円	0.20	人	1,600	千円	0.20	人	1,581	千円
	再任用職員	-	人	-	千円		人	0	千円		人	0	千円
	非常勤職員等	-	人	-	千円		人		千円		人		千円
人件費計(A)				-	千円			1,600	千円			1,581	千円
直接経費(B)				-	千円			78	千円			1,099	千円
総事業費(A+B)				-	千円			1,678	千円			2,680	千円
財源内訳													
		H23年度決算				H24年度決算				H25年度当初予算			
国庫支出金				-	千円				千円				千円
府支出金				-	千円				千円				千円
受益者負担(使用料等)				-	千円				千円				千円
その他				-	千円				千円				千円
一般財源				-	千円			1,678	千円			2,680	千円
平成24年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容										金 額		
	ホームヘルパー派遣委託料										63 千円		
	ファミリーサポートセンター利用料補助金										15 千円		
											千円		

事務事業名	多胎児家庭育児支援事業（補）				
事業開始年度	2012（H24）年度～		担当部署	子ども青少年部 子育て支援室	
活動実績	活動指標もしくは成果指標	単位	H23年度	H24年度	H25年度（見込み）
	① 利用登録家庭数	世帯		19	45
	②				
	③				
単位当たりコスト （総事業費/活動指標）	① 総事業費/登録家庭数	千円		89	60
	②				
	③				
成果目標 （目標とする成果）	対象児童の年齢に応じた支援を行うことにより、多胎児を養育する世帯の育児負担を軽減し、子どもの健やかな育ちを促すことを目標とする。 同居あるいは近隣に居住する親族などからの支援が受けられる世帯もあると想定されることから、対象世帯の60％程度の登録を目標とする。本市においては、統計的に多胎児は毎年40世帯程度出生しており、3歳未満の多胎児を養育する世帯は約120世帯となることから、本事業の登録家庭数は120世帯の60％にあたる72世帯を目標とする。				
比較参考値 （他自治体での事業の例など）	・多胎児家庭へのヘルパー派遣（大津市、山形市、湖南市、NPO法人など） なお、平成20年度から実施している大津市（0歳～2歳児世帯を対象にホームヘルパーを派遣）では、利用率（対象世帯のうち、実際に訪問を受けた世帯の割合）の目標を約50％と設定されているが、平成22年度～24年度の平均利用率は約34％となっている。 ・多胎児家庭への各種利用料助成（東京都荒川区：タクシー、ファミリーサポートセンター、一時保育、ショートステイ、産後支援ボランティア派遣など） ・産後もしくは出産前後のヘルパー派遣事業において、多胎児の場合、利用回数を上乘せ（高槻市、堺市、仙台市など） ・多胎児を支援する団体の立ち上げや専門家養成の支援（（社）日本多胎支援協会）				
特記事項	児童虐待件数は毎年増加しており、平成23年度の被虐待児の年齢別構成では、「0歳～3歳未満」は19.2％と、「小学生（36.2％）」、「3歳～学齢前（24.0％）」に次いで3番目であるが、虐待により死亡した子どもは0歳児が全体の4割強を占めている。国においては、予防策として、虐待に至る前の気になるレベルで、育児の孤立化や育児不安の防止のための適切な支援が必要であるとして、各種子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業）の普及・推進を図っているところである。本市では、これらの事業に加え、保護者の育児負担の軽減を目的として、本事業を実施している。 多胎児の育児に関しては、単胎児に比べて、「人手」を必要とする機会が多い。ホームヘルパー派遣を利用した対象者からは、「家事・育児全ての量が多く、時間がかかる。また、日中は子どもたちと家にいることが多く、誰かが関わってくれる意義は大きい。」との声がある。				
一次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策 （平成25年度）	改善	登録者増加のため、事業の更なる周知に取り組む。周知方法としては、地域子育て支援拠点や図書館等で実施のふれあいルーム等で、本事業の対象となる多胎児親子へ個別に事業を紹介する。			
一次評価結果 （平成25年度）	・3人以上年子、あるいは4人以上の幼児がいる家庭など「子だくさん支援」としてまとめ、PRできないか ・成果指標（目標値）は妥当か ・登録者の増加傾向によりサポートの強化・拡充の必要性の意味で、本事業の詳細な検討が必要ではないか				
二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	改善	年子についても、多胎児に劣らず育児負担は大きい、上の子での育児経験を生かして下の子に対応できるというメリットがある。また、子だくさんの家庭に対しては、保育所保育料の多子減免などの経済的負担の軽減や、公営住宅の優遇倍率制度などの住宅確保のための支援策がある。 物理的に人手を必要とする世帯への支援である本事業は、今後も乳幼児期の多胎児を養育する世帯を対象に実施する考えであり、現時点では年子を含めた「子だくさん支援」に係る事業としてPRする予定はない。 今後も、支援を必要とする人に、必要な支援が行えるよう、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査、地域子育て支援拠点事業、ふれあいルーム補助事業などとの連携を図りながら、事業を適切に実施していく。また、登録者増を図るため、さらなる周知に取り組むとともに、利用者の声や他市の状況も踏まえ、より利用しやすい事業となるよう、事業内容の見直しを検討する。具体的には、0歳時期に比べ子どもの動きが大きくなる1・2歳時期に、家事のための人手がほしいとの要望もあり、現行のヘルパー派遣対象世帯の拡充を検討している。			